



さとう 佐藤 幸市 議員

# 使途不明補助金

## 事実解明に全力

### 3区自治会除染補助金不正請求について

#### 顧問弁護士に相談して検討中

③ 法的手続きを協議との説明でしたが、その推進状況、以上3点、町長に伺う。

**町長** 本件の経過は、今年4月に、県に対し、3区自治会への放射線量低減化事業の補助金に、使途不明金があるとの投書がありました。

町は直ちに内部調査を行った結果、平成23年度、24年度の2カ年にわたり、84万6200円の差額が判明。水増し請求及び架空領収書の使用を確認しました。町は、現在顧問弁護士に相談。調査方法、法的手続きの要否等について検討中であります。また、警察署とは、告訴告発の流れについて話を聞いています。

**佐藤** 3区除染補助金に使途不明金があるとの投書があったと県から連絡が入り、町は当時の区役員や購入先に調査を行った結果、水増し請求、架空領収書を使用し、不正請求があった事を確認、不正請求金は、当時の役員が、責任をとる形で町に返還。不正請求に対する法的手続きについては、3区自治会や町の顧問弁護士等と協議をしていると説明。

① 匿名ですが次の投書がありました。「町長は会見上、不正請求と述べましたが、事実上は横領です、不明金を返還したから済む問題ではありません。泥棒が盗んだ物を返したら、それで済むわけがない罪です」町長の見解は。

② 不正請求に対する当時の役員等に対する法的手続きは、当時の役員に対してなのか、不正請求を行った特定個人に対してなのか。



行政区による放射能低減化作業